

アシスト

～食の安全のために～

広報誌

Assist

VOL. 12

JUL. 1 2021

公益財団法人
栃木県保健衛生事業団

皆さんこんにちは！アシストです。

VOL.12は、**食品の安全に関する新しい制度**について特集します。

食品関係事業者の皆様にとって、衛生管理の基準となる食品衛生法が改正されたことで、**多くの変更点や注意点があります。**

万が一のうっかりや対応の遅れがないように、僕と一緒に学んでゆきましょう。



6月1日から食品の安全に関する新しい制度がはじまりました

平成30年に食品衛生法が改正されたことにより、令和3年6月1日から**食品の安全に関わる新しい制度が始まりました。**あわせて栃木県では条例や関連する要綱が改正されており、各種**申請書類等が変更**になっています。また営業許可の申請、届出、リコール情報の報告などについて、インターネットを利用した**電子申請の運用**が始まっています。

★ <HACCPに沿った衛生管理の義務化>

原則として全ての事業者は、一般的な衛生管理に加えて**HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務**になりました。HACCPとは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある要因を、**科学的根拠に基づいて管理する手法**です。従来の衛生管理より効果的で、万が一事故等があった場合に原因の追求が容易になると言われています。

しかし、適切な衛生管理が行われているかの確認には、**製品の抜き取り検査等を行う必要もあります。**



★ <営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設>

① 営業許可制度の見直し

食中毒のリスクや食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種を**32業種に見直し**ました。具体的な例を挙げると、漬物製造業や液卵製造業が新たに許可業種になりました。

またひとつの許可業種で取扱える食品の範囲が拡大し、今までは**複数の業種を取り扱っていた施設であっても、1施設で1許可となるよう変更**しました。

なお、これまで許可業種の施設基準を定めていた条例が廃止になりました。今後は、食品衛生法施行規則（省令）で定める**業種ごとの基準を遵守**する必要があります。

② 届出業種の創設

今回の法改正で、営業許可種以外でもHACCPに沿った衛生管理が求められることから、**該当しない業種であっても管轄の保健所に営業届出を行う必要**があります。

該当業種は一部の製造業やスーパーやコンビニなどの販売業、乳類販売業や冰雪販売業などが挙げられます。

③ 申請や届出の経過措置

すでに営業を行っている事業者の**営業許可申請や届出には経過措置**があります。

営業許可の取得は令和6年5月31日まで、届出は令和3年11月30日までになっています。



★ <リコール情報の報告義務>

事業者が食品の**自主回収をする場合、自治体を通して国へ報告**することが義務になりました。また届出のあったリコール情報は、国及び県のホームページ等に掲載されます。



※もっと詳しく知りたい方は、県のホームページ等で御確認ください。

◎ 栃木県ホームページ：ホーム>くらし・環境>食生活>食品衛生法が一部改正されました

食品等取扱者の検便実施の変更点について

食品取扱者の検便の実施については、いままでは、「食中毒ゼロ運動実施要領」（昭和 44 年環衛第 360 号通知）及び平成 9 年 3 月 31 日付の栃木県保健福祉部長による指導により実施されていましたが、このたびの食品衛生法の一部改正に伴い、今後においては、「食品等取扱者の検便の実施について」（令和 3 年 5 月 17 日付、生衛第 166 号 栃木県保健福祉部長）により、令和 3 年 6 月 1 日から、下記のとおり実施することとなりました。

- 1 **対象施設**：食品衛生法に基づく営業許可施設及び営業届出施設
(容器包装に入れられた食品のみを取り扱う施設は除く)
- 2 **検査項目及び実施回数**
 - (1) **赤痢・サルモネラ菌**：
 - ア 営業許可施設
 - ① 観光地にある施設：年 3 回以上
 - ② 上記以外の施設：年 2 回以上
 - イ 営業届出施設：年 1 回以上
 - (2) **腸管出血性大腸菌 O157**：年 1 回以上（全施設）
 - (3) **ノロウイルス**：必要に応じて実施（全施設）



簡易専用水道検査外部精度管理で S ランクを取得

令和 2 年 12 月 4 日に行われた「令和 2 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査（主催：一般社団法人全国給水衛生検査協会 後援：厚生労働省）」において、当事業団は昨年に引き続き、「S ランク：優秀（100 点）」の評価をいただきました。



簡易専用水道検査登録機関は当該調査を 1 年に 1 回の受検が義務付けられており、今後も高い精度の維持と信頼性の確保のため、日々研鑽に努めてまいります。

食品衛生月間のお知らせについて

8 月は厚生労働省の定めた食品衛生月間です。気温も非常に高くなり、食品の衛生管理に一段と注意を払わなくてはなりません。当事業団でも食品衛生に携わる機関として、普及啓発の CM を FM 栃木『レディオベリー』にて、8 月から職員の声で発信していきます。ぜひお聞かせください！



県内食中毒情報（1 月～5 月）

発表日	1 月 26 日	1 月 28 日	5 月 15 日
地域	小山市	佐野市	日光市
原因物質	アニサキス	アニサキス	アニサキス
発症者	1 名	1 名	1 名
原因食材	にぎり寿司	しめさば	ヒラメの刺身

今回は魚介類の寄生虫アニサキスによる被害が目立ちました。魚を食べるときには新鮮なものを選び、よく目視し、特に内臓は生で食べないようにしましょう！



編集後記

今回は、食の安全と衛生の概念を法律で明確に規定した「食品の安全に関する新しい制度」について特集しました。今後も皆様のお役に立つ情報を発信していきますので、お楽しみにして下さい。

検査のお問い合わせ 公益財団法人 栃木県保健衛生事業団

本誌に関するご意見や感想をお寄せください

検便検査

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 3F
TEL: 028-623-8383 FAX: 028-623-8585
メール: kensui@tochigi-health.or.jp

食品検査

〒329-1194 栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13 栃木県保健環境センター 2F
TEL: 028-673-9900 FAX: 028-673-9955
メール: okamoto@tochigi-health.or.jp

HP

<https://tochigi-health.or.jp>

